

県立高等学校（全日制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則として納付書により県の指定する金融機関で納付していただくことになります。

そのため、県立高等学校を志願する場合や県立高等学校に入学する場合は、次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 2,200円 >

1 納付方法

- (1) 納付書（緑）に志願者の氏名、住所、電話番号、中学校名を記入してください。※鉛筆書きは不可
- (2) 3の納付期間中に2の取扱金融機関で記入済の納付書を添えて、受検料を納付してください。その際、金融機関から「収入済証明書」と「領収書」（納付書の左2枚）が発行されますので、忘れずに受け取ってください。
- (3) 「収入済証明書」と「領収書」を切り離し、「収入済証明書」（納付書の一番左）を、願書の裏面にしっかりとのり付けしてください。
- (4) 「収入済証明書」をのり付けした願書を、志願先の高等学校の窓口へ提出してください。

＜ 注意 ＞

- 1 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合は、納付方法が異なります。この案内は県立高等学校の案内ですので、それぞれの案内にて納付方法をご確認ください。
- 2 次の場合は、願書提出の際に、県立高等学校の窓口へ、現金で受検料を納付してください。
 - ・ 二次募集の志願
 - ・ 志願変更で受検料を再納付する場合

2 取扱金融機関

神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関
取扱金融機関につきましては、納付書の裏面に表示されています。

3 金融機関での納付期間

納付期間：令和4年1月4日（火）～1月31日（月）

＜ 注意 ＞

この納付期間を過ぎてしまった場合は、高等学校の窓口で、直接受検料を現金で納付してください。（特に募集期間の最終日には、金融機関では取り扱いませんので御注意ください。）

4 例外的な取扱い

次のような場合には、納付書を使わずに、受検料を現金で、高等学校の窓口へ納付することができます。

- (1) 自宅、在学する中学校や志願先の高等学校の近くに県の指定する金融機関がない場合
- (2) 志願までに、時間的な余裕がない場合（特に募集期間の最終日など）
- (3) 納付書をなくしたり、汚して使えなくしてしまった場合
- (4) その他、納付書を使って金融機関で納付できない特別の理由がある場合

5 受検料の返還

一度納付された受検料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は、返還します。返還を受けようとする場合は、中学校または志願先の高等学校に備え付けてある「還付請求書」を募集期間終了日の翌日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。

- (1) 志願先が市立高等学校であるにもかかわらず、誤って県立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- (2) 県立高等学校の受検料を納付した後、願書提出前に志願先を県立高等学校から市立高等学校等に変えたり、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません。）
- (3) 受検料を二重に納付した場合

II 入学料 < 5,650円 >

入学料も受検料と同様に納付書で納付していただきます。詳しい納付手続は、合格発表の時に御案内します。

※受検料・入学料の減免制度については、「志願のてびき」に記載していますので御参照ください。

